

YAMAOKA SCHOLARSHIP



給与奨学生出願のてびき

工学・農学系大学院在学生の
外国人留学生向け

————— 内 容 —————

- I 財団法人 山岡育英会について
- II 外国人留学生奨学金制度のあらまし
- III 申請書類の記入のしかた

財団法人 山岡育英会

I 財団法人 山岡育英会について

1. 設立の趣旨

山岡孫吉氏(1888～1962)は、滋賀県の貧しい農家に生まれ、多くの困難に打ち克ってヤンマーディーゼル株式会社(現ヤンマー㈱)を創設し、同社を世界的なエンジンメーカーに育て上げました。

当会は、孫吉翁が昭和25年に、戦後の傷跡いえず、修学困難な青年が多かった時代に、荒廃から逸早い復興と文化の向上に寄与できる有為な人材の育成に役立てたいという願いと受けた恩恵に報いたいという感謝の気持ちから、私財を投じて設立されました。

孫吉翁の意志は遺族に継承され、山岡淳男現理事長に至って基金の一層の充実と育英事業の拡大が図られています。

2. 当会の事業

当会の事業には、

- (1) 大学生・高校生に対する奨学金の給貸与
- (2) 機械工学または農業工学の研究に従事する大学院生に対する奨学金の給与
- (3) 外国人留学生の大学院生に対する奨学金の給与

があります。

当会の奨学生で既に卒業された方は、5100名を超え、それぞれ社会の各分野で活躍されています。

外国人留学生に対する奨学金制度は1989年創設し、既に100名以上の方を採用しました。奨学生に選ばれた方々が日本での学業や研究に成果を挙げられ、将来母国の繁栄や国際間の相互理解・協力のために貢献されることが期待されます。

II. 外国人留学生奨学金制度のあらまし

この制度は、海外諸国からわが国の大学などに修学・研究のために来日している私費留学生に対して奨学金援助を行うことにより、留学成果の向上と友好親善の促進に寄与することを目的とします。

次の応募資格のある人を対象に、大学から推薦された候補者を当会選考委員会で選考の上、奨学生として採用し、奨学金を支給します。

記

1. 応募資格

東アジア・東南アジア諸国の国籍を有する私費外国人留学生（注1）で2011年4月1日現在において、下記の要件を満たす者とします。

- ・工学・農学系の大学院修士課程の正規課程1年次または同博士課程の正規課程2年次に進学する者。
- ・人物・学力ともに優秀で、健康であり、経済的に奨学金を必要とする状況にあること。
- ・原則として、年齢が35才未満であること。
- ・外国の政府並びに内外の諸団体から、月額5万円以上の奨学金を受けていない者。

（注1）「私費外国人留学生」とは、日本の大学もしくは大学院において教育を受ける目的をもって入国し、入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格を有する者）で日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学金

奨学生として採用した者に対して、奨学金月額10万円を支給します。

3. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、2011年4月から2013年3月までの2年間とします。

4. 応募手続き

(1) 奨学生に応募する者は、当会所定の「外国人留学生奨学金申請書」に、下記の書類を添えて大学が指定する日までに在学する大学宛に提出して下さい。

- ・学業成績証明書
- ・「外国人登録証明書の写し」又は「外国人登録原票記載事項証明書」
- ・在学証明書

なお、次の各項は、いずれも申請用紙の該当欄に記入するようになっていますが、都合で別紙を添付しても差支えありません。

- ・指導教官などの所見
- ・健康診断書

申請書記入の前に“Ⅲ申請書類の記入のしかた”をよく読んで下さい。

(2) (1) 項の申請があったときは、当該大学において、適当と認められた者について、別紙様式による推薦書を付して、当会に推薦して下さい。

5. 応募締切日

各大学の留学生担当窓口にお問い合わせ下さい。

6. 選考と採用

- ・4.-(2)により大学から推薦があった者について当会役員の面接及び奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定します。
- ・その結果については、6月に大学を通じて応募者に内定通知をします。

7. 奨学金の交付

- ・奨学金は、原則として2ヶ月分ずつ所定の期日に、個人の口座に送金致します。

8. 奨学生の義務など

- ・本奨学金を受けることにより、在学中、卒業後を通じ、特別の制約や義務は何もありませんが、在学中は特別なことがないかぎり、当会行事には積極的に参加して頂きます。
- ・本人・保証人の身上・住所などの変更、休学・退学・転学・一時帰国並びに1ヶ月以上の傷病などがあった場合は、速やかに当会宛連絡しなければなりません。
- ・学業・研究などの近況報告について、送金の都度（2ヶ月に1度）メールにて報告して頂きます。また、年に1～2度、報告書を提出して頂きます。

9. その他の詳細については、決定時に別途連絡します。

Ⅲ 申請書類の記入のしかた

1. 外国人留学生奨学金申請書（当会所定の用紙）

申請書は、選考上も、奨学生として採用された後も、大切な資料になりますので、下記の記入要領に従って、申請時の状況を正確に分かりやすく記入して下さい。

- ・自筆で日本語で記入する。
 - ・記入は楷書またはローマ字活字体を用いる。
 - ・数字は、算用数字を用いる。
 - ・年号は、西暦とする。
 - ・固有名詞は、正式な名称とし、省略しない。
 - ・記入には、黒インクまたは黒ボールペンを使用する。
- ①在籍大学 ・在籍する大学院、研究科、専攻、課程（修士または博士）、年次を記入。
- ②氏名 ・母国語、ローマ字の2通りで記入し、男・女何れかを○で囲む。
- ③写真 ・写真欄のサイズで6ヶ月以内に写した正面脱帽半身像を、2枚用意し、1枚は貼り、1枚は添付する。
- ④来日・旅券番号 ・留学のため入国した年月を記入し、パスポートNo.と入国ビザの種類も記入する。

- ⑤現住所
- ・本人の現在住んでいる住所を詳しく、〇〇方、〇〇アパートなども忘れないように記入する。
 - 郵便番号、電話番号も記入する。
- ⑥母国の連絡先
- ・本人が一時帰国または帰国後も当会が連絡のとれる本国の家族・住所・電話番号を記入する。
- ⑦本人の履歴
- ・学歴はハイスクール以後のすべてを記入する。
 - ・日本語学習歴があれば、それも記入する。
 - ・職歴、兵役歴などがある場合には、「学歴以外の経歴」欄に、職務内容、期間などを記入する。
 - ・書き切れない時は、紙を貼って書き足して下さい。
- ⑧家族の状況
- ・両親、兄弟、姉妹などについて、申請時の年令と状況で記入する。
 - ・「職業」欄には、農業、漁業、雑貨商、国家公務員、会計士、中学校教員、会社管理職、会社技術者、事務員など従事している職業・職種名を記入する。無職の場合は「なし」と記入する。
 - ・学生の場合は在学している学校名と学年を記入する。
 - ・居住地は、日本の府県・市レベルで記入する。
- ⑨本人の生活費
- ・現在、学費・生活費をどのように得、また支出しているか、概要が分かるよう年計で記入して下さい。（1年に満たないものは、年間金額に換算して記入）
 - ・授業料の減免を受けている場合は、減免後の授業料を記入し（ ）内に減免額を記入する。
 - ・家族などから送金のある場合は、送金者（父・兄など）を、アルバイト収入のある場合は、その職種も記入して下さい。
 - ・他の奨学金を受けているか、予定のあるときは、その条件、期間を特記事項欄に記入して下さい。
- ⑩奨学金を希望する理由
- ・具体的にわかりやすく書いて下さい。
- ⑪留学目的
- ・日本の大学院に入った目的、やろうとしている研究の概要を具体的にわかりやすく書いて下さい。
- ⑫将来の計画
- ・卒業後、帰国後の仕事についての希望や予定を具体的に簡潔に書いて下さい。

- ⑬本人・保証人署名捺印 ・本人が母国語で自署し、印があれば捺印する。
- ・身元保証人は、日本に在住する独立の生計を営む人を選び、各事項を記入、署名捺印してもらって下さい。
- ⑭健康診断
- ・学校医・国公立の診療所、大学病院などの医師による診断結果を記入捺印してもらって下さい。
 - ・都合で診断書を別紙で添付してもかまいません。

2. 大学から記入してもらう事項

- ⑮申請書に本人が記入すべき事項を全部書き入れ、署名捺印した上で指導教官に提出し、所見欄に必要事項を記入・捺印してもらって下さい。

この“出願のてびき”で、よくわからない点があるときは、
大学当局に問い合わせるか、当会に直接聞いて下さい。

YAMAOKA SCHOLARSHIP FOUNDATION
財団法人 山岡育英会 〒530-0013 大阪市北区茶屋町1番32号
Tel: 06-6376-6281 Fax: 06-6376-8103
E-mail: yd_ikuei@yanmar.co.jp
URL : <http://www.yanmar.co.jp/fund/>